教育・保育事業における基準等

1 幼保連携型認定こども園の設備に関する基準 施設の面積基準について、独自基準を設ける。(2P)

省令の内容	区分	基準案
乳児室・・・1.65 ㎡/人以上	従うべき	乳児室・・・3.3 ㎡/人以上
ほふく室・・・ 3.3 ㎡/人以上	基準	ほふく室・・・3.3 ㎡/人以上

【理由】継続的な乳児保育において、ほふくの開始によって面積基準が変動することや乳児の保育環境を考慮し、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所の乳児室の面積を 3.3 m²/人以上と定めていることから、独自基準を設けるもの。

- 2 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準
 - (1) 職員及び員数に関する基準

小規模保育,家庭的保育及び事業所内保育における職員の要件について,独自基準を設ける。(6 P, 7 P, 8 P, 9 P)

省令の内容	区分	基準案		
〇小規模B型【資格】	従うべき	〇小規模B型【資格】		
保育士,保育従事者(保育に従	基準	保育士,保育従事者(保育に従		
事する職員として市町村長が行		事する職員として市町村長が行う		
う研修を修了した者)		研修を修了した者)		
※1/2 以上保育士とする		※ <u>2/3 以上</u> を保育士とする		
〇小規模C型【資格】		〇小規模C型【資格】		
家庭的保育者(市町村長が行う		家庭的保育者(市町村長が行う		
研修を修了した保育士又は保育		研修を修了した保育士)		
士と同等以上の知識及び経験を		(+家庭的保育補助者(市長村長		
有すると市町村長が認める者)		が行う研修を修了した者であって		
(+家庭的保育補助者(市長村長		家庭的保育者を補助するもの))		
が行う研修を修了した者であっ				
て家庭的保育者を補助するも				
の))				
〇家庭的保育事業【資格及び員		〇家庭的保育事業【資格及び員数】		
数】		家庭的保育者(市町村長が行う		
家庭的保育者(市町村長が行う		研修を修了した保育士)		
研修を修了した保育士又は保育				
士と同等以上の知識及び経験を				

有すると市町村長が認める者) ・乳幼児1人につき 乳幼児1~3人につき 家庭的保育者1人 家庭的保育者1人 乳幼児2~5人につき ・乳幼児4~5人につき 家庭的保育者1人 家庭的保育者1人 +家庭的保育補助者1人 +家庭的保育補助者1人 〇居宅訪問型保育事業【資格】 〇居宅訪問型保育事業【資格】 家庭的保育者(市町村長が行う 家庭的保育者(市町村長が行う 研修を修了した保育士又は保育 研修を修了した保育士) 士と同等以上の知識及び経験を 有すると市町村長が認める者)

【理由】安全安心な保育の実施に配慮し、地域型保育事業における主たる保育従事者について、保育士資格を有するものとするとともに、小規模 B型の保育士割合の上乗せ、家庭的保育における複数職員の従事などの独自基準を設けるもの。

(2) 小規模保育, 家庭的保育及び事業所内保育における設備の要件について, 独自基準を設ける。(6 P, 7 P, 8 P, 9 P, 11 P)

省令の内容	区分	基準案
〇家庭的保育,小規模保育(A·	参酌すべき	〇家庭的保育,小規模保育(A·
B・C型),事業所内保育	基準	B·C型),事業所内保育
屋外における遊戯に適当な広		屋外における遊戯に適当な広
さの庭・屋外遊戯場(付近にあ		さの庭・屋外遊戯場
るこれに代わるべき場所を含		
む。)		

【理由】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育 所における屋外遊戯場の設置について、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべ き場所を認めていないことから、独自基準を設けるもの。

(3) 事業所内保育における設備の要件について、独自基準を設ける。(11P)

省令の内容	区分	基準案
〇事業所内保育	従うべき	〇事業所内保育
乳児室・・・1.65 m ² /人以上	基準	乳児室・・・3.3 ㎡/人以上
ほふく室・・・3.3 m²/人以上		ほふく室・・・3.3 ㎡/人以上

【理由】継続的な乳児保育において、ほふくの開始によって面積基準が変動すること や乳児の保育環境を考慮し、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条 例において、認可保育所の乳児室の面積を 3.3 m²/人以上と定めていることから、独 自基準を設けるもの。

- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 国の基準どおりとする。
- 4 児童福祉施設の設備及び運営の基準 国の基準どおりとする。
- 5 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定における保護者の就労時間の下限について,国の基準の範囲内に おいて就労下限時間を定める。(22 P)

V-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		
国の検討状況	基準案	
○新制度における保育認定(保育短時間認定)	○月 48 時間以上	
に当たっての就労時間の下限については, 1	ただし、経過措置として、当面	
か月あたり 48 時間以上 64 時間以下の範囲	の間は現行の60時間とし,支援事	
で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定	業計画最終年度まで段階的に低減	
める時間とすることを基本とする。		

【理由】保護者のパートタイム就労等に幅広く対応するため、就労の下限時間については、現行の60時間から国の基準の下限である48時間に引き下げることとする。ただし、経過措置として、当面の間は現行の60時間とし、支援事業計画最終年度まで段階的に引き下げを進めていくこととする。